

新・保険証の交付

所属分会の群役員に確認を

二〇一三年度の保険証（クリアム色）受け取りについてお知らせします。

◆保険証受け取りの流れ

①四月分までの組合費、国保料を納める

②支部集約日（三月二十一日）

に各組合員の納入状況を確認し、各分会の会計担当役員に保険証を交付。

③分会の会計担当役員から各群の役員に交付（交付方法は分会ご

とに違います）

④各群の役員を通じて（交付方法については群ごとで違います）受け取るようになります。

以上①から④が通常の流れとなります。

◆通常以外の受け取り

①四月分までの組合費、国保料の納入が「群会議」に間に合わなかった場合。（保険証は支部での保管になっています）

所属する群の役員に連絡の上、四

大田支部だけの独自制度シリーズ④ 診断書補助制度！

（制度発足2001年4月）

◎助成金額・共済・診断書料の実費
[補助要件]

組合総合共済の傷病給付申請用に病院で書類（組合の専用書類）記入を受けた文書料の実費

[添付書類]

診断書の領収書原本

[補助方法]

支部事務所窓口で、傷病見舞金申請書の提出時に添付書類と引き換えに現金を支払います

大田支部・設計士の会主催 組合員に仕事のアドバイス！ 『建築相談会』の案内

「大田区の助成制度を利用したいが申請できるのだろうか」など建築関係全般で悩んでいる方は、支部設計士の会が毎月定例で相談会を開催していますので、気軽にお申し込みください。

* * *
[日 時] 4月11日（木） 午後6時～
[場 所] 支部会館・6階会議室
[費 用] 無料（相談会内）

※事前予約制

*問合せ・支部設計士の会

組合費・国保料 の変更案内

◎組合費が変わる時

一般に組合費は、年度変わりの時期に改定されますが、それ以外での金額変更も生じる場合がありますのでご注意ください。
①、二十歳の誕生日翌月分より
三千百円から五千百円に
②、二十五歳の誕生日翌月分より
五千百円から五千七百円に

以上の場合は、組合費の年齢区分が変わることに伴い、随時変更となります。なお、三十歳八の変更は、年度に一回（六月分からの）の変更となります。

◎国保料が変わる時

組合費と同様に、通常は年度変わりの時期や、諸手続き（扶養者の増減等）にともない金額が変わりますが、随時変更する場合がありますのでご注意ください。
③、四十歳の誕生日の分より
介護保険料二千四百円が発生
④、六十五歳の誕生日の分より
介護保険料二千四百円が消滅
⑤また、七十五歳の誕生日から「後期高齢者医療制度」に移行するため、国保料の請求がなくなります

※③、④、⑤とも土建国保加入者の組合員本人、扶養家族が対象となります。

自転車保険の加入受付

- ☆新規申込…支部事務所手続きを
・年間掛金3000円
・金融機関の通帳と口座印
（次年度の自動更新用として）
- ☆すでに加入している方
・口座届出者は自動更新です
・現金加入者は新規と同じ方法です
・変更（住所、氏名）解約の場合は
印かん持参で支部事務所まで
- ☆締切は、いずれも5月10日（金）

◆土建国保ガイドの配布

二〇一三年度版の土建国保ガイドを各組合員に配布しますので、活用してください。

手続きを必要とする場合もありますので、ご了承ください。

③前記①、②以外で群役員に保険証が届いていない場合。
支部事務所の国保担当者まで連絡を入れて、保留内容を確認し要件対応の上、支部事務所「保険証」の受け取りをしてください。
なお、事情によっては、新たな